

第4節 SPC等の監督をめぐる動き

I SPC等の概要

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下SPC法)は、金融制度調査会答申において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備の必要性が提言されたこと等を受けて、①SPCが業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保する、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による証券に対する投資を容易にする、等を目的として平成10年6月に成立し、同年9月から施行された。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、平成12年5月に法改正が行われ、同年11月に施行された。

本改正により、登録制から届出制に移行するとともに、新たに特定目的信託制度(SPT)が新設された結果、改正法に基づきSPC21件、SPT1件の届出があった。なお、平成12年4月～平成13年3月期においては、旧法に基づきSPC25件の登録があり、合計すると、前年度と比較して14件多い47件の登録・届出があった。

また、改正法の施行により、新たに特定資産の譲渡人及び特定目的信託の原委託者が事前の届出により当該SPC又はSPTの発行する資産対応証券又は受益証券の募集の取扱等を行うことが可能となった結果、特定譲渡人による資産対応証券の募集の取扱業務の開始届出が1件あった。

II 資産の流動化の状況

平成13年3月末現在における資産の流動化実績は累計で、1兆6,250億円であり、平成12年3月末と比較して9,331億円増(+134.9%)となった。(増加分の内訳 旧法に基づくSPC5,877億円、改正法に基づくSPC3,360億円、SPT94億円)

流動化対象資産別に見ると、不動産614億円(うち平成12年度増加分417億円)、不動産の信託受益権3,692億円(同2,341億円)、指名金銭債権6,844億円(同3,529億円)、指名金銭債権の信託受益権5,102億円(同3,045億円)であった。